

# 入札説明書

支出負担行為担当官  
林野庁長官

この度、下記により総合評価落札方式による一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。

なお、本事業に係る契約締結は、当該事業に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

記

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度 国有林野地理情報高度化システム運用・保守業務  
(2) 仕様 仕様書のとおり  
(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
(4) 納入場所 林野庁国有林野部経営企画課（農林水産省北別館8階ドアNo.北812）

## 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、競争に参加する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者でないこと。  
(3) 下記4の提出書類の提出期限の日から、下記8の開札の時までの間において林野庁長官から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
(4) 「令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）」の「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。  
(5) 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」若しくは「IS09001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を業務を遂行する組織が有しており認証が有効であること又は同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること。  
(6) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」若しくは「ISMS」の認証を有しており認証が有効であること、財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること若しくは同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること又は個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。  
(7) 担当部署の職員と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、良好な

関係が保てること。

- (8) 担当部署からの連絡に対応するための一元的な問い合わせ窓口を設置し、常に受注者における遂行責任者と連絡が取れる体制を確立すること。
- (9) 複数の団体が本事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本事業に係る競争入札の参加及び事業の請負契約手続を行うものとする。

また、代表者は、上記(1)から(8)までの要件に適合している必要があり、代表者を除く他の構成員については、上記(1)から(4)の要件に適合するとともに、令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一）の「役務の提供等」を有している必要がある。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員になること又は単独で参加することはできない。

①共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記4に定める提出場所へ提出期限までに提出すること。

②規約書等の作成にあたっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

- (10) 仕様書別紙2「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」のXIに従い、IIの1、IIの2、IIIの1、IVの1、VIの1(5)のうちクラウドサービス提供者の資本関係、役員等の情報、VIの1(6)及びVIの1(8)に係る資料を提出すること。なお、本業務においては、Vの6、Vの7、Vの8、VIの1(5)のクラウドサービス提供者の資本関係、役員等の情報以外、VIIの1及びVIIの6に係る資料の提出は不要とする。
- (11) 仕様書8(3)ア及びイに示す過去の受注実績等を満たすこと。また、仕様書8(3)ア及びイに関する資料と、実績を証明する客観的書類を提出すること。
- (12) 仕様書8(4)に示す作業実施体制予定図を示すこと。
- (13) その他の競争参加資格については、仕様書8による。

### 3 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

### 4 競争参加に必要な書類の提出

競争参加者は、以下の書類を直接又は郵便（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出しなければならない。

ア 2(4)に規定する資格を得ている者に交付される「資格審査結果通知書」の写し

イ 2 (9) に該当する場合は共同事業体に係る規約書等 1 部  
ウ 2 (5)、(6)、(10)、(11) 及び (12) に係る資料（様式自由）  
1 部

提出書類の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

## 5 入札方法及び提案書等の提出方法

### (1) 入札方法

入札金額は、上記件名に係る代金額の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 提案書等の提出

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書、評価項目を満たすことを証する書類の写し及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記 7 に定める提出期限までに提出場所に提出すること。

## 6 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

(1) 場 所 林野庁国有林野部経営企画課業務革新班（農林水産省  
北別館 8 階 ドア No. 北 812）（03-3502-6008）  
(2) 日 時 令和 7 年 12 月 26 日～令和 8 年 2 月 13 日（ただし、行政機関の休日を除く。）  
午前 10 時～午後 5 時

（入札説明書は、林野庁のウェブサイト、調達ポータル（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101>）のほか上記交付場所において無料にて交付する。郵送又はメールによる入札説明書の交付を希望する場合は、(1) まで電話で問い合わせること。）

(3) 入札説明書 入札説明書には、入札書・委任状、入札心得、契約書  
(案) のほか、以下の書類を含む。  
ア 応札資料作成要領  
イ 評価項目一覧  
ウ 評価手順書

(4) 入札説明会 開催しない。

## 7 入札書及び提案書等の提出場所及び提出期限

入札書及び提案書等は以下の日時までに提出すること。

(1) 提出場所 (紙入札による場合) 林野庁林政部林政課会計経理第 1 班支  
出負担行為第 1 係（本館 7 階 ドア No. 本 759）  
(電子入札による場合) 電子調達システムにより提出する。  
(2) 提出期限 令和 8 年 2 月 16 日（月曜日）午後 5 時  
(ただし、郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による入

札書の受領期限については、令和8年2月13日（金曜日）午後5時とする。）

8 企画提案会の場所及び日時

企画提案会は行わず、書面審査とする。

9 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、基準点に満たなければ不合格となる。

10 開札の場所及び日時

開札は、以下の場所及び日時に実施するが、開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記9の審査で不合格となった者の入札書は、開札しない。

(1) 場 所 林野庁入札室（農新水産省本館7階 ドアNo.766）

(2) 日 時 令和8年2月27日 午後2時

11 再度入札

開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

ただし、郵送による入札があった場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。場所、日時、入札締切等については応札者全員にメールや電話等で通知する。

12 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

13 入札保証金及び契約保証金 免除する。

14 契約書作成の要否 要

15 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

## 16 入札における留意点

入札書を提出する際には、2の（4）に規定する資格を得ている者に交付される「資格審査結果通知書」の写しを持参、郵送又は電子調達システムにより林野庁林政課支出負担行為第1係（本館7階 ドア No.本 759）へ提出し、入札資格の確認を受けること。資格が確認できない場合は、入札に参加できない場合がある。なお、電子調達システムにて入札書等を提出する場合は、必ず当該通知書の写しを7の（2）の期限までに同システムにて提出すること。

## 17 入札説明書等に対する質問への対応

（1）この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は任意）により提出すること。

- ① 受領期限 令和7年12月26日～令和8年1月30日
- ② 提出場所 林野庁林政部会計経理第1班支出負担行為第1係
- ③ その他 書面は持参又は郵送により提出するものとする。

（2）（1）の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供するとともに、林野庁ホームページ及び電子調達システムに掲載し公表する。

- ① 期間 入札公告日の翌日から開札日の前日まで。

## 18 その他

（1）入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

（3）このほか、入札心得による。

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ（[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu\\_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf)）を御覧下さい。

2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

# 入札心得

## (総則)

第1条 林野庁長官の所掌に属する物品の製造その他の請負契約、物品の買入  
れ契約、委託契約その他の契約に関する入札については、法令その他に定める  
もののほか、この心得によるものとする。

## (入札等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等  
を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、  
入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障  
を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を作成し、封かんの上、入札者  
の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び入札件名を表記し、入札の公告  
に示した日時までに入札しなければならない。ただし、電子調達システムによ  
る入札参加者は、入札書提出入力画面上において入札書を作成し、公告又は指  
名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引換  
え、変更又は取消しをすることができない。
- 4 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の  
資格を示す委任状（別紙様式第2号）を入札担当職員に提出するものとし、入  
札書には代理人の表示をしなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者  
の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 7 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第  
1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることはできな  
い。
- 8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について  
入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものと  
する。

## (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和  
22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者  
と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定  
めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的  
に開示してはならない。

## (入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状のない代理人のした入札
- (3) 記名のない入札（電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- (7) 入札時刻に遅れました入札
- (8) 暴力団排除に係る誓約事項（別紙様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第6条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(低入札価格調査制度、調査基準価格)

第7条 農林水産省所管に係る製造その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予算決算及び会計令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額（調査基準価格）に満たない場合とする。

- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

#### (落札者の決定)

第 8 条 予算決算及び会計令第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で総合評価の方法をもって有効な入札をした入札者を落札者とする、ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査の上、落札者を後日決定する。

2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨お知らせする。

#### (同価格の入札)

第 9 条 落札となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### (契約書の提出)

第 10 条 落札者は、契約書を作成するときは、林野庁長官から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から 5 日以内に林野庁長官に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

2 落札者は、入札金額の内訳書を速やかに提出しなければならない。

3 林野庁長官は、落札者が第 1 項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

#### (異議の申立)

第 11 条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### (その他の事項)

第 12 条 この心得に定めるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
林野庁長官 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
(代理人氏名 )  
(復代理人氏名 )

¥

ただし、「令和8年度 国有林野地理情報高度化システム運用  
・保守業務」の代金額

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

- (注) 1. 提出年月日は必ず記入のこと。  
2. 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。  
3. 金額の訂正はしないこと。  
4. 用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。  
5. 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。  
6. 括弧内は、(復)代理人が入札するときに使用すること。  
7. 委任状は別葉にすること。

## 委任状

私は、を（復）代理人と定め、支出負担行為担当官林野庁長官の発注する「令和8年度 国有林野地理情報高度化システム運用・保守業務」に関し、下記の権限を委任します。

### 記

- ・入札及び見積に関する一切の権限
- ・（復代理人の選定に関する一切の権限）

令和　　年　　月　　日

住 所  
商 号 又 は 名 称  
代 表 者 氏 名  
〔代理人所属先住所  
代理人所属先・役職  
代 理 人 氏 名〕

支出負担行為担当官  
林 野 庁 長 官 殿

- (注) 1. 用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。  
2. 復代理人を選定する場合は、適宜括弧内を記載すること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

請負契約書  
(案)

- 1 件名 令和8年度国有林野地理情報高度化システム運用・保守業務
- 2 仕様等 別添仕様書のとおり
- 3 契約金額 金●●円  
(うち消費税及び地方消費税の額●●円 消費税率 10%)
- 4 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 納入期限 令和9年3月31日
- 6 納入場所 林野庁
- 7 検査場所 林野庁
- 8 契約保証金 免除

支出負担行為担当官 林野庁長官 小坂 善太郎（以下「甲」という。）（登録番号T8000012050001）と●●●●（以下「乙」という。）とは、令和8年度国有林野地理情報高度化システム運用・保守業務（以下「業務」という。）について、上記各項及び次の各契約条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契約条項

（総則）

- 第1条 乙は、頭書の仕様等に基づき、頭書の納入期限までに業務を完了し、頭書の仕様等に定める成果物を甲に納入するものとする。
- 2 仕様等に明示されていない事項について疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、甲の解釈及び指示に従うものとする。
- 3 各契約条項と別添仕様書の内容に齟齬が生じた場合には、別添仕様書の内容を優先するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる事業は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。ただし、本請負事業の仕様書において上記内容が記載されている場合にあっては、甲の承認を得たものとみなす。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更する必要が生じたときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前二項の書面の届け出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、運送・保管等に類する業務）であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項の規定は、適用しない。

(監督職員)

第4条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員（以下「監督職員」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。監督職

員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有するものとする。
  - (1) 契約の履行についての乙又は乙の管理責任者に対する指示、承諾又は協議
  - (2) この契約及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
  - (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(検査)

- 第5条 乙は、業務を完了し成果物を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。
  - 3 乙又は乙の使用人等は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って検査に必要な措置を講じなければならない。
  - 4 検査職員は、乙又は乙の使用人等が検査に立ち会わない場合には、乙又は乙の使用人等の欠席のまま検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。
  - 5 検査職員は、検査の結果不当な箇所を発見した場合には、乙に対し、相当の期間を定めて引換え又は補修を請求することができる。この場合、乙は直ちに引換え又は補修を行い、再度検査を受けなければならない。
  - 6 検査及び納入に要する経費は、全て乙の負担とする。

(所有権等の移転)

- 第6条 この契約に基づく成果物の所有権は、前条に定める検査に合格した場合又は第9条第2項の規定により減額請求した場合において、甲が成果物の納入を認め、その引渡しを受けたときに、乙から甲に移転するものとする。
- 2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。
  - 3 この契約に基づく成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。
  - 4 乙は、甲に対して、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、

第三者をして行使させないものとする。

- 5 乙は、この契約に関し、著作権について第三者との間で紛争が生じた場合には、乙の責任において処理するものとする。

(契約代金の支払等)

第7条 乙は、仕様書に定める全ての業務を完了し、第5条に定める検査に合格したときは、所定の手続により書面をもって甲に代金支払の請求をするものとする。

- 2 甲は、前項の適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に代金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲が自己の責に帰すべき理由により、前項に規定する支払期限までに代金を支払わないときは、遅延利息として、支払期限の翌日から支払を行う日までの日数に応じ、当該未払代金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の遅延利息の額が100円未満である場合及び100円未満の端数については、甲は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しないものとする。

(乙の履行遅延)

第8条 乙は、頭書の納入期限までに業務を完了し、成果物を納入できない場合には、あらかじめ甲に対し、遅延の理由及び完了見込み日時を明らかにした書面を提出し、納入期限の延長の承認を受けなければならない。

- 2 甲は、乙が頭書の納入期限までに業務を完了し、成果物を納入できない場合には、前項に定める承認の有無にかかわらず、延滞金として、頭書の納入期限の翌日から成果物の納入の日までの日数に応じ、契約金額に対して民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する各期における法定利率を乗じて計算した金額の支払を乙に請求することができる。ただし、その遅延が、天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合には、この限りではない。

(業務の履行責任)

第9条 成果物が種類、品質若しくは数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき（成果物の納入を要しない場合にあっては、業務が終了した時に業務の目的が契約の内容に適合しないとき。）、又は移転された権

利が契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、乙に対し成果物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲が検査完了後1年以内に契約不適合（成果物の種類又は品質に関するものに限る。）を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、損害の賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、検査完了時において、乙が同項の不適合を知り、若しくは重大な過失によって知らなかつたとき、又は同項の不適合が乙の故意若しくは重過失に起因するときは、適用しない。
- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行つた後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

#### （甲の催告による解除権）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第3条の規定に違反したとき。
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 10 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第 22 条の規定に違反したとき。
  - (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
  - (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、乙は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
  - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第 10 条の 3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 11 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第12条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第13条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2 乙は、前二条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

(再請負契約等に関する契約解除)

第14条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、第10条、第10条の2、第11条、第12条及び前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第11条、第12条及び前条第2項の規定によりこの契約を解

除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙がこの契約に基づく損害賠償金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、甲は、その未払代金額にその期限の翌日から支払の日まで民法第404条に規定する各期における法定利率を乗じて計算した延滞金を徴収する。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第16条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

#### (違約金)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額の支払を乙に請求することができる。

- (1) 第10条及び第10条の2の規定により、この契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によつて乙の債務について履行不能となつたとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、第10条及び第10条の2の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

#### (債権債務の相殺)

第18条 甲は、この契約の定めるところにより乙から甲に支払うべき債務が生じた場合には、契約金額と相殺することができる。この場合、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超えるときは、乙は、その超える金額を甲の指示により納入しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 19 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 20 条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁

止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることはできない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙が第 1 項及び第 2 項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、延滞金として当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第 404 条に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を甲に支払わなければならない。

#### (資料の交付等)

第 21 条 乙は、この契約の履行に当たって甲から貸し出された資料及び支給を受けた物品については、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、これを紛失し、又は破損させた場合には、直ちに報告の上、甲の指示に従って措置するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行を完了し、又は契約の解除を受けたときは、前項の規定に基づき貸し出された資料及び支給を受けた物品を直ちに甲に返還しなければならない。

#### (秘密の保持)

第 22 条 乙は、この契約の履行を通じて知り得た秘密に関する事項をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

2 乙は、この契約の履行を通じて作成した資料を転写し、又は第三者に閲覧させ、若しくは貸し出してはならない。

#### (紛争の解決)

第 23 条 この契約について、甲、乙協議を要するものにつき協議が調わないときにおいて、甲が定めたものに乙が不服があるときその他契約に関して甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者の調停により解決を図るものとする。

2 前項の規定による紛争の処理に要する一切の費用は、甲乙平等の負担とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続き前又は手続中であっても同項の甲と乙との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

#### (業務内容の変更)

第 24 条 甲は、必要があるときは、業務内容の変更を乙に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (履行期間の変更方法)

第 25 条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

#### (協議)

第 26 条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関 1-2-1  
支出負担行為担当官  
林野庁長官 小坂 善太郎

乙 ●●●● (所在地)  
●●●● (社名・団体名)  
●●●● (代表者氏名)

# 令和8年度国有林野地理情報高度化システム運用・保守業務応札資料作成要領

本書は、令和8年度国有林野地理情報高度化システム運用・保守業務の調達に係る応札資料（評価項目一覧及び提案書）の作成要領を取りまとめたものである。

## 1 応札者が提出すべき資料

この要領に基づき、応札者は、下表に示す資料を作成し提出する。

資料名称	資料内容
誓約書	仕様書に記載されている要件を遵守する旨の誓約書
評価項目一覧	発注者が提示する評価項目一覧の提案書頁番号欄に該当する提案書の頁番号を記載したもの
提案書	仕様書に記載されている要件をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり <input type="radio"/> 応札者が提案する運用・保守の内容、体制等 <input type="radio"/> 実施計画 <input type="radio"/> 担当者の資格 <input type="radio"/> 補足資料（応札者の実績の詳細）等

（注）応札者は、このほかに通常の一般競争入札と同様に、入札書、参加資格を満たしていることを証明する資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し等を提出しなければならない。

## 2 誓約書の作成

仕様書に記載されている要件を遵守する旨の誓約書を作成し、発注者に提出すること（様式自由）。

## 3 評価項目一覧の作成

### （1）評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成は、下表のとおり

事項	概要説明
提案要求事項	提案を要求する事項。これらの事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目を区分し、得点配分の定義に従いその内容を評価する。
添付資料	応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数を付与されることはない。

### （2）提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明は下表のとおり発注者が作成し提示する「評価項目一覧（提案要求事項）」における「提案書頁番号」欄に該当頁を記載すること。

項目名	項目説明・記載要領	記載者
評価項目	事業内容に応じて定める評価項目	発注者
評価基準	事業内容に応じて定める評価基準	発注者
評価区分	必須項目と任意項目の別の区分	発注者
得点配分	各項目に対する最大得点	発注者
提案書頁番号	応札者が作成する提案書における該当頁番号を記載する。	応札者

### (3) 添付資料

評価項目一覧中の添付資料における各項目の説明は下表のとおり

項目名	項目説明・記載要領	記載者
資料項目	事業内容に応じて定める資料項目	発注者
資料内容	応札者に提案を要求する資料の内容	発注者
提案の要否	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要のない項目（任意）の区分が設定されているもの評価基準とは異なり、採点対象とはしない。	発注者
提案書頁番号	応札者が作成する提案書における該当頁番号を記載する。	応札者

## 4 提案書の作成

### (1) 提案書様式

- ア 提案書は、A4版カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3版にて提案書の中に折り込むこと。
- イ 提出物は、紙資料5部とともに電子媒体で提出する。その際のファイル形式は、一太郎、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする（これにより難しい場合は、発注者まで申し出ること。）。なお、電子記憶媒体については、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付すること。
- ウ 電子調達システムにより入札に参加する場合は、システム上で電子ファイルを提出することにより紙資料及び電子記憶媒体の提出を省略することができる。ただし、システム上で提出できるファイルのサイズは合計で10MBが上限であることから、この上限を超える場合には紙資料及び電子記憶媒体を提出することとし、システム上にはその旨を記載した任意様式のファイルを提出すること。

### (2) プrezentation

プレゼンテーションは行わず、書面審査とする。

### (3) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書を評価する者が特段の専門的知識、商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。

なお、必要に応じて用語解説などを添付すること。

イ 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書に記載するとともに、記載内容を証明又は補足するものとしてパンフレット、比較表等を添付すること。

ウ 応札者は、提案内容をより具体的・客観的に説明するための資料として添付資料を提案書に含めて提出すること。

なお、添付資料は、提案書本文と区分できるようにすること。

エ 発注者から連絡が取れるように、提案書には担当者の氏名及び連絡先（電話番号、メールアドレス）を明記すること。

オ 提案書を作成するに当たり発注者に対し質問等がある場合には、別紙の質問状に必要事項を記載の上、令和8年1月30日（金）午後5時までに林野庁国有林野部経営企画課業務革新班に提出すること。

カ 提案書様式及び留意事項に従った提案書ではないと発注者が判断した場合には、提案書の評価を行わないことがあるので留意すること。

なお、補足資料の提出、補足説明等を発注者が求める場合があるので、併せて留意すること。

キ 提案書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、応札者の負担とする。

ク 提出された提案書等の返却はしない。

ケ 再委託（請負事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることをいう。）を予定している場合は、軽微（事務的業務であって再委託する金額が請負費の限度額の50%以下であり、かつ、100万円以下）なものを除き、再委託先の氏名又は名称、再委託の業務範囲、契約金額及び、再委託を行う必要性を明記すること。

ただし、原則として再委託する金額が請負費の限度額の50%を越える場合は、再委託の承認を行わないで留意すること。

別紙

質問状

社名	
住所	
TEL	
質問者	
質問に関連する文書名及び頁	
質問内容	

## 評価項目一覧(提案要求事項)

No.	評価項目	仕様書 該当箇所	評価基準	提案内容・ポイント	提案書 頁番号	評価 区分	得点配分			採点 結果
							合計	基礎点	加点	
<b>1 調達案件の概要</b>										
1	調達の背景や目的についての理解度	1(2),(3)	本調達の背景として、政府全体の動きとそれを踏まえた農林水産省の目的や狙い、取組の状況について正しく理解した上で、提案に臨んでいるか。[必須]			必須	5	5	-	
2	期待する効果に対する理解	1(3),(4)	現行の国有林野地理情報高度化システムの要件を踏まえるとともに、既存業務・システムとの連携等、本業務による期待する効果の内容を正しく理解した提案ができるか。[加点]			任意	5	-	5	
3	作業スケジュール等	1(5),(6)	本業務のマイルストーン、各成果物の納入時期を記載した具体的な作業計画書の案が実施体制図と整合して提案されているとともに、リスクマネジメントの観点等も取り入れ、作業工程を確実に実行するための工夫・手法が提案されているか。[必須]			必須	5	5	-	
<b>3情報システムに求める要件、4作業の実施内容</b>										
4	業務の実施内容についての理解度	4(1)~(11)	運用・保守業務について、具体的な作業の説明を行っているか。[必須]			必須	5	5	-	
5	着実な業務の実施手法の提案	3, 4	運用・保守業務の着実な実行を担保できるような、工夫を取り込んだ手法について提案されているか。提案については一般論を含むものでも構わない。[加点]			任意	10	-	10	
6	効率的な業務の実施手法の提案	3, 4	運用・保守業務を効率的に実行するための工夫をこらした手法について提案されているか。提案については一般論を含むものでも構わない。[加点]			任意	10	-	10	
<b>5 作業の実施体制等</b>										
7	実施体制1	5(1),(2)	本業務の実施体制、役割分担、要員配置計画について具体的かつ的確な提案がされ、他の評価項目で示されている内容が確実に実行できる体制となっているか。また、資格等の要件について満足しているか。[必須] ※④~⑤のうち最低一つ、⑥については必須、⑦については必須としている。			必須	5	5	-	
8	実施体制2	5(1),(2)	本業務の実施において、十分な実務経験を有するメンバーが配置されており、信頼を持って業務請負ができる体制となっているか。[加点] ※①~③については各2点、④~⑤については各1点、⑦については指定する資格を有する者を配置する場合は3点、外部人材の支援を仰ぐ場合は0点とする。			任意	11	-	11	
9	実施体制3	5(2)	本業務において、業務を効率的、効果的に推進するために求められる業務遂行能力をメンバーが有しているか。[加点]			任意	10	-	10	
<b>8 入札参加資格に関する事項</b>										
10	公的な資格や認証等の取得	8	要件に係る証明書類が提示されているか。[必須]			必須	5	5	-	
11	受注実績等	8(3)ウ	本業務の実施において、類似業務の実績等参考となる事業の受注実績があるか。[加点]			任意	6	-	6	
12	受注実績等	8(3)エ	該当することを証明する書類が提示されているか。[加点]			任意	5	-	5	

## 評価項目一覧(提案要求事項)

No.	評価項目	仕様書 該当箇所	評価基準	提案内容・ポイント	提案書 員番号	評価 区分	得点配分			採点 結果		
							合計	基礎点	加点			
その他												
13	ワーク・ライフ・バランス等の推進	-	<p>(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラチナえるぼし 5点※1</li> <li>・ えるぼし 3段階目 4点※2</li> <li>・ えるぼし 2段階目 3点※2</li> <li>・ えるぼし 1段階目 2点※2</li> <li>・ 行動計画 1点※3</li> </ul> <p>※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定</p> <p>※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。</p> <p>※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主による (計画期間が満了していない女性活躍推進法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>(2) 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラチナえるみん認定企業 5点※4</li> <li>・ くるみん認定企業（令和7年4月1日以後の基準） 4点※5</li> <li>・ くるみん認定企業（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） 3点※6</li> <li>・ トライくるみん認定企業（令和7年4月1日以後の基準） 3点※7</li> <li>・ くるみん認定企業（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） 3点※8</li> <li>・ トライくるみん認定企業（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） 3点※9</li> <li>・ くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準） 2点※10</li> <li>・ 行動計画（令和7年4月1日以後の基準） 1点※3、※11</li> </ul> <p>※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定</p> <p>※5 次世代法第15条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号、以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定</p> <p>※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※8及び※10の認定を除く。）</p> <p>※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定</p> <p>※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号、以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※10の認定を除く。）</p> <p>※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定</p> <p>※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定</p> <p>※11 次世代法第12条の規定に基づく認定のうち、一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの</p> <p>(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ・ ユースエール認定企業 4点</p> <p>※12 (1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分による加点を行う。</p>					任意	5	-	5	
14	マイナンバーカードの利活用等に関する指標	-	<p>①電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第17条第1項第4号、5号若しくは6号に該当する事業者であって、同条第4項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と結続した者又は同法第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者 認定事業者 1点</p> <p>※1 上記のうち、複数の規定に該当する場合も、1点とすること。</p> <p>②官民データ活用推進基本法第10条第2項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であって、公的個人認証法第3条第1項に定める署名用電子証明書又は第22条に定める利用者証明用電子証明書を用いて入札に参加する事業者 電子入札事業者 2点</p> <p>③上記①及び②のいずれも該当する事業者 3点</p>			任意	3	-	3			
15	賃上げの実施を表明した企業等	-	<p>賃上げを実施する企業として、以下の(1)又は(2)の表明をしているか。</p> <p>(1)大企業に該当する場合は、事業年度(又は暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨を従業員に表明していること</p> <p>(2)中小企業等に該当する場合は、事業年度(又は暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること</p> <p>なお、賃上げ対象の事業年度(又は暦年)が以下に該当する場合に加点対象となる。</p> <p>① 契約を行う予定の会計年度に開始する事業年度</p> <p>② 契約を行う予定の暦年</p>			任意	5	-	5			
	財務省から「賃上げ基準に達していない者」として通知があつた者	-	財務省から「賃上げ基準に達していない者」として通知があつた者について、減点始期から1年間、本評価項目の加点割合に20%加算した割合により計算した点数を減点する。			▲6	-	▲6				
16	デジタル・スタートアップ	-	<p>次の要件を全て満たす事業者には配点し加点を行う。</p> <p>①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。</p> <p>②設立から10年未満であること(調達する案件の内容・性質等を踏まえ、設立から15年未満とすることも可能)。</p> <p>③情報システムに関連した先進技術やアイデアをもって当該事業に主体的に取り組み、今回の調達を実績として今後事業拡大することが期待できる事業者であること</p>			任意	5	-	5			
						合計	100	25	75	0		
						採点		0	0	0		

## 評価項目一覧(提案要求事項)

No.	評価項目	仕様書 該当箇所	評価基準	提案内容・ポイント	提案書 頁番号	評価 区分	得点配分			採点 結果
							合計	基礎点	加点	

## 評価項目一覧(添付資料)

資料項目	資料内容	提案の 要否
ワーク・ライフ・ バランス等の推進	女性活躍推進等の基準適合認定通知書等（写し可）	任意
マイナンバーカードの利活用	① 認定事業者に該当するか、提出された公的個人認証法に基づく大臣認定等の写しにより確認 ② 電子入札事業者に該当するかどうかを確認。（アからウまでの要件を満たしているのか調達担当）が確認を行う。 ア 政府電子調達システム(GEPS)を利用したか。 イ 技術等提案書にマイナンバーカードの電子署名が付されていることを確認。 ウ 委任方法を確認。（マイナンバーカードを利用して法人から個人へ電子委任する方法（本格運用）と9から始まる11桁の資格番号払出しを受け、登録を行う方法（暫定運用）） ・本格運用の場合：電子的に委任等していることから、委任状の確認は不要。 ・暫定運用の場合：政府電子調達入札システム(GEPS)の操作画面で、事業者情報の代表者氏名が、委任状で委任されている者になっているのか確認。 ③ 上記①及び②のいずれも該当する事業者	任意
賃上げの実施を表明した企業等	（別添1）「賃上げの実施を表明した企業等に対する加点措置について」に基づく「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（様式1の1又は1の2）	任意
デジタル・スタートアップ	（別添2）「デジタル・スタートアップとしての要件の全てを満たす事業者であることの説明書」	任意

(注1) 得点配分欄の合計が100点となるように配点している。(賃上げ基準に達していない者に対する減点は除く。)

(注2)

評価項目欄の「賃上げの実施を表明した企業等」の得点は、総配点の5%の割合で設定している(当該項目の詳細は、別添1「賃上げの実施を表明した企業等に対する加点措置について」を参照)。

なお、具体的な配点については、内容に応じて総配点の5～10%の割合で設定し、その際には、価格と同等に評価できない項目の合計の総和及びワーク・ライフ・バランス等の推進の項目の得点が変わらないようにする。

(注3)

「賃上げ基準に達していない者」に対する減点は、本入札の賃上げの実施を表明するか否かにかかわらず、本入札において、加点する割合よりも大きな割合の減点とする。

## 賃上げの実施を表明した企業等に対する加点措置について

### 1 趣旨

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）を受けて、政府において賃上げを行う企業から優先的に調達を行うため、令和4年4月1日以降に契約するものから、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設け、賃上げの実施を表明した企業等に対して加点措置を行います。

なお、本措置は、以下の通知等に基づき、全省的に取り組むものです。

- 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付け財計第4803号財務大臣通知）
- 「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付け財計第4803号）第2（1）及び（2）に定める率について」（令和3年12月17日付け財計第4804号財務大臣通知）

### 2 措置の内容

（1）国の調達において、応札者が給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）（※）に比べ一定の増加率（大企業の場合3%、中小企業等の場合1.5%）以上とする旨を「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（様式1の1又は1の2）により表明した場合に加点します。

（2）発注者は、契約の相手方の事業年度等終了後に、契約の相手方が（1）により表明した賃上げが実行されているか確認します。

このため、契約の相手方になった場合には、発注者の指示に従い、「従業員への賃金引上げ実績整理表」（様式2の1又は2の2）及び「法人事業概況説明書」等の提出が必要になります。

（3）（2）の確認の結果、（1）により表明した賃上げが実行されていない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は発注者が指示する資料の提出がない場合は、当該事実判明後、全省庁における総合評価落札方式による調達において、1年間、所定の点数を減点します。

※ 企業の決算期（事業年度又は暦年）により、対前年度又は対前年を判断してください。

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすることを表明いたします。

年　　月　　日  
株式会社○○○○  
(住所を記載)  
代表者氏名　○○　○○

上記の内容について、我々従業員は、○年○月○日に、○○○という方法によつて、代表者から説明を受けました。

年　　月　　日  
株式会社○○○○  
従業員代表　　　　　　氏名　○○　○○　印  
給与又は経理担当者　　氏名　○○　○○　印

(留意事項)

1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業用（様式1の1）と中小企業等用（様式1の2）で異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの用紙をご利用ください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業：法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第5項に該当する者は除く。

2 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該書類の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。

3 暗年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

4 発注者において上記2若しくは3の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記2若しくは3の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

5 上記4による減点措置は、減点措置開始日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

年　　月　　日  
株式会社○○○○  
(住所を記載)  
代表者氏名　○○　○○

上記の内容について、我々従業員は、○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者から説明を受けました。

年　　月　　日  
株式会社○○○○  
従業員代表　　　　　　氏名　○○　○○　印  
給与又は経理担当者　　氏名　○○　○○　印

(留意事項)

1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業用（様式1の1）と中小企業等用（様式1の2）で異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの用紙をご利用ください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業：法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第5項に該当する者は除く。

2 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。

3 暗年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

4 発注者において上記2若しくは3の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記2若しくは3の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

5 上記4による減点措置は、減点措置開始日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

(様式 2 の 1 )

【大企業用】

### 従業員への賃金引上げ実績整理表

#### 1 賃上げ実績

前年(度)の給与等平均受給額 ①	当年(度)の給与等平均受給額 ②	賃上げ率 (②／①- 1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成／未達成

#### 2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
	【算出方法】 「「10 主要科目」の（労務費+役員報酬+従業員給料）」÷「「4 期末従業員等の状況」の計欄」で算出した金額を前年度と比較する
<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
	【算出方法】 「「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」÷「人員」で算出した金額を前年と比較する

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日  
株式会社○○○○  
(住所を記載)  
代表者氏名 ○○ ○○

#### (留意事項)

前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写しを添付してください。

(様式 2 の 2)

【中小企業等用】

### 従業員への賃金引上げ実績整理表

#### 1 賃上げ実績

前年(度)の給与 総額 ①	当年(度)の給与 総額 ②	賃上げ率 (②／①- 1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成／未達成

#### 2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
【算出方法】「「10 主要科目」の（労務費+役員報酬+従業員給料）」で算出した給与総額を前年度と比較する	
<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」で算出した給与総額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日  
株式会社○○○○  
(住所を記載)  
代表者氏名 ○○ ○○

#### (留意事項)

前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写しを添付してください。

(別添2)

デジタル・スタートアップとしての要件の全てを満たす事業者であることの説明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

林野庁長官 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

令和7年12月26日林野庁国有林野部経営企画課より入札公告のあった入札件名「令和8年度国有林野地理情報高度化システム運用・保守業務」に関し、デジタル・スタートアップとしての要件の全てを満たす事業者であることを、以下のとおり説明します。

①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（みなし大企業を除く）である。	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第__号に規定する中小企業者である。 資本金：_____円 従業員数：_____人
②設立から10年未満である。	設立年月日：_____年_____月_____日 【※1】
③情報システムに関連した先進技術やアイデアをもって当該事業に主体的に取り組み、今回の調達を実績として今後事業拡大することが期待できる事業者である。	【注2】

【※1】入札公告の日において10年未満であることを証明する資料を併せて提出すること。

【※2】どのような技術をもって当該事業に主体的に取り組もうとしているのか、今回の調達を受注した場合、今後の事業拡大にどのようにつながるのかについて、経営理念や社会課題（政策課題）への取組状況にも触れながら説明すること。なお、J-startupに選定されている者、SBIR制度の特定新技術補助金等の各省各庁におけるスタートアップ支援の補助金を受けている者、株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者等、他の国及び自治体等における事業においてスタートアップと認められている者は、その旨を確認できる資料を提出することにより上記説明を簡素化又は省略することができるものとする。

## 評価手順書

本書は、令和8年度国有林野地理情報高度化システム運用・保守業務の調達に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式及び評価の手続は以下のとおり。

### 1 落札方式及び得点配分

#### (1) 落札方式

次の要件を全て満たしている者のうち数値の最も高い者を落札者とする。

- 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- 「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

#### (2) 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点=基礎点+加点

価格点=(1-入札価格/予定価格)×価格点の配分

#### (3) 得点配分

技術点に関し、必須項目及び任意項目の配分を25点及び75点とし、価格点の配分を100点とする。

技術点(必須項目)	25点
技術点(任意項目)	75点
価格点	100点

### 2 技術点の加点方法

#### (1) 技術点の構成

技術点は、基礎点と加点に分かれており、基礎点は評価項目のうちの必須項目、加点は評価項目のうちの任意項目となっている。

#### (2) 基礎点

基礎点は、評価項目のうちの必須項目にのみ設定されている。

基礎点は、要件を満たしているか否かを判断するため、満たしていれば満点、満たしていないければ0点のいずれかとなる。

なお、満たしていない項目が一つでもあれば、不合格となる。

#### (3) 加点

加点は、評価項目のうちの任意項目に設定されている。

加点は、評価基準に照らしその充足度に応じて点数が付されるため、基礎点と異なり様々な点数となる。

### 3 評価の手続

#### (1)一次評価

まず、以下の事項について評価を行う。

- 誓約書が提出されているか。
- 「評価項目一覧(提案要求事項)」で評価区分欄が必須とされている項目に対して提案書頁番号欄に頁番号が記載されているか。
- 「評価項目一覧(添付資料)」で提案の要否欄が必須とされている項目に対して提案書頁番号欄に頁番号が記載されているか。

#### (2)二次評価

一次評価で合格した提案書に対し、「評価項目一覧(提案要求事項)及び採点表」に記載している評価基準に基づき採点を行う。

なお、複数の評価者のうち1人でも「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を満たしていないと判断した場合には、不合格とする。

また、複数の評価者がいる場合の技術点の算出方法は、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。

#### (3)総合評価点の算出

上記(2)により算出した技術点と上記1(2)により計算した価格点を合計して、総合評価点を算出する。